

令和5年度 第1回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和5年7月7日（金） 午後2時から
場 所	四條畷市役所本館3階 委員会室

（出席者）小寺会長・鉄副会長・船木委員（保科委員の代理）・橋垣委員
板谷委員・太田委員・田中委員・中西委員・広谷委員（順不同）
（欠席者）横田委員・山崎委員・勝村委員

1. 開会

事務局：（会議成立要件の報告）

（子ども政策課）資料の確認

案件1. 「会長および副会長の選任について」

会 長—小寺委員

副会長—鉄委員

2. 議事

委員・事務局自己紹介

小寺会長： 夏休みも近づいているということで、いじめ防止に関する各部署の取り組みについてお聞きしたい。

橋垣委員： 今年度に関しての活動として報告します。畷中校区、西中校区、田原中校区の3つの校区で青少年指導員は活動しています。基本的には深夜パトロールになりますが、今は夜の9時や10時ではなく子どもたちの時間帯に合わせて少し早めにパトロールを行おうという形で深夜パトロールを行っています。各校区によって金曜日に行ったり、曜日を決めてパトロールを行っています。その中で、子どもたちの出てくる回数もいままでと違い、今年からコロナも5類になり出てくる回数も増えてくるのではという事で校区によってはパトロールの回数を増やして行おうという形としています。学校と話し合いを持ち、夜だけでなく、朝や昼も兼ねてパトロールをした方が良いのではないかとこの事で、協力体制で見守りを含め行っている校区もあります。今年度は盆踊りも開催される地域もあるので、そこも含めてパトロールを行っていこうとなっています。

あと、青少年指導員の活動の一貫として「ワイワイキャンプ」は毎年8月にありましたが、今年度は子どもたちに癒しの場を持たせてあげたいとい

うことで、時期をずらし、日程はまだ決まっていますが、秋ぐらいに開催の予定としています。子どもたちの外に出てくる回数が増加し、範囲も広がっていきっているという事で、パトロールを増やしていこうとしています。そのパトロールの中でも子どもたちとつながることが出来たらという事で、今年は見守りながら子どもたちを見かけたら声をかけていこうという形にしています。

船木委員： 去年お話ししたかもしれませんが、大阪府内の警察署管内いろんな警察署がありますが、四條畷警察が刑法犯の少年の検挙数が2位でした。警察的にはよく頑張っているということになりますが、逆を返せば、それだけ非行少年が多かったということです。

小寺会長： いじめ問題に関する取組について、教育支援センターは何かありますか。

事務局： 教育支援センターとしては、小中学校のいじめに限らず問題行動を月1回各学校から上げて個体把握もしながら対応をしている。それに加え、未然防止として色々な研修会を行ったりして対応している。

小寺会長： 子育て総合支援センターからは何かありますかでしょうか。

田中委員： 子育て総合支援センターは、いじめにピンポイントというよりは、多種多様な子育てに関する相談が寄せられている状況。年々相談数が右肩上がりです。令和4年度も過去最高を更新したところであるが、その中でいじめが関わっている案件もなかにはある。その場合は教育委員会や色々なところと連携しながら、子どもと家庭の支援をどうすればやっていけるのかを日々連携して取り組んでいます。

小寺会長： 人権・市民相談課の窓口にいじめに関する相談はありますか。

太田委員： 相談は受けているが、いじめ案件というより、嫌がらせされているというような話をお聞きすることはあります。

小寺会長： それぞれの部署でいろんな相談にのってもらっているということですが、年々ケースとしては増加しているということですね。

それでは次の案件に移ります。案件2「令和4年度市内小中学校におけるいじめ問題の状況」について事務局からお願いします。

案件2「令和4年度市内小中学校におけるいじめ問題の状況について」

事務局： 資料2をご覧ください。昨年度までのいじめの認知件数の推移・学年別（教育支援C）の件数・いじめの発見のきっかけの3つの資料を提示します。

いじめの認知件数は小学校に関しては増えてきていた傾向にありますがここ3年は数値が上がらない状況。子どもの人数が減ってきていることや、一定積極的に認知するということが広がった状態にあるということがあって、数値が止まっていると捉えています。

中学校は積極的な認知は令和元年度から進んでいるが、こちらも横ばい状態となっている。中学も同様に生徒数の減、先生方が積極的に認知しているという事で、現状を表しているとして捉えています。

学年別の認知件数は低学年になるほど件数が多い傾向にあります。

ただ、小学校で見ると少しずつ高学年での認知件数も増えています。

小学校での認知は約9割がアンケートでの認知となっています。被害を受けている子どもが「こういう事で自分は嫌な気持ちになったんだ」と訴えることができていると思っています。今までは低学年の方が被害を訴え、それに先生方が対応してきましたが、高学年でも同様、大人から見ると小さな出来事でも被害を受けている子どもにとっては、大小計れないものがあるので、その子の訴えを丁寧に聞き、基本的に被害を受けているという訴えがあれば、いじめと認知して対応しています。その結果、上の学年になってもケースが増えてきていると捉えています。

中学校も学年に関わらず一定の件数が出ているが、昨年度、中学1年生の件数が多かったのは、少し暴力行為が多かったのも一つの要因と考えています。まだ、分析中ではありますが、暴力行為が多かったのは、コロナ禍で、この子たちが小学校4年生の時に3か月ほど学校が休みになり、行事が制約されたり、子どもたち同士の関わりも制限をかけられるなか、上手く人と関わる機会を減らされていた子どもたちではないか。と考えています。

小学校を卒業し、人間関係が変わり、うまく言葉で表現ができなかったり、周りとの関わりづくりが難しい子どもが出てきて暴力に至ってしまうということが多くなってしまったのではないかと、現段階では分析しています。そのようなことで暴力行為が増え、それに紐づいていじめの認知件数が増えている状況と捉えています。

いじめの発見のきっかけは、教職員の発見が多く、教職員以外では、本人からの訴え、もしくは本人の保護者からの訴えが多い。それ以外で昨年度から着目していたのが周囲の子どもたちからの訴えです。

友だちや同じクラスの子どもたちからの訴えでの発見も少しずつ出ています。

そこが増えていくということは、「いじめを許さない」という子どもが増加しているのかなと思っています。

まだまだ人数は少ないが、本人が言いづらくなっている分、周囲が「許さない」という姿勢を示せることが非常に大事なことと思っています。そういう子どもたちを育てていけるように取組みを進めていきたいと考えています。

小寺会長： 事務局から説明がありましたが、この件につきまして、委員の皆様ご意見・ご質問ございますか。

中西委員： いじめの認知件数のところで、内容の分類分けはされていますか。

事務局： (教育支援 C) いじめの分類はしています。国の方では、いじめの認知件数や対応別の件数、例えば「ひやかしやからかい」、「悪口や脅し文句」、「嫌なことを言われる」、「仲間はずれ」、「集団による無視」、「軽くぶつかられる・遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」、「金品をたかられる」、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」、などの項目が9個に分けられていて、それで把握するようにしています。

中西委員： 分類の中では、どのあたりが多いですか。

事務局： (教育支援 C) 1番多いのは、「ひやかしやからかい」、「悪口や脅し文句」、「嫌なことを言われる」という項目です。小学校だといじめ認知件数828件に対して、589件あります。ただし、認知件数は子どもの人数になり、対応別の件数は1人の子どもに対して2回あった場合は、認知件数は1件ですが対応別件数は2件になります。589件は多く見えますが、重なっている部分があるので多くはなっている。ただ、対応別件数で見ると、この件数が一番多かったのが小学校の特徴です。

中学校も同様「ひやかしやからかい」、「悪口や脅し文句」、「嫌なことを言われる」が1番多い。

2番目が「軽くぶつかられる・遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」です。これが暴力行為につながったりしてくるところで、小中学校共に2番目に多かったです。

小寺会長： 他にございませんか。

いじめの中身で虐待まがいのトラブルや暴力行為が増えていますか。

虐待に近い、殴ったり、蹴ったりというケースが多くなってきているのでしょうか。

事務局： 出来事としていじめ問題とは別になってくると思います。
(教育支援 C)

小寺会長： 別になるとは？

事務局： いじめは子どもたち同士の出来事なので、虐待とはまた別と捉えています。
(教育支援 C)

小寺会長： 虐待防止法の中で教育の問題と医療の問題は除外されています。
いじめなのか暴力なのか。虐待には該当しない、でも蹴ったり、殴ったりする案件が出てきている。という時は、虐待防止法の扱いはしないが、暴力的なものとはただふざけたりするものを振り分けしていますか。対応の仕方です。

事務局： その虐待というのは暴力行為のことですね。
(教育支援 C)

小寺会長： はい。

事務局： わかりました。暴力行為といじめの認知というのは紐づいています。
(教育支援 C) なので、暴力行為の多くは、ほぼ全件は暴力を受けた子どもは嫌な気持ちになっているかと思っています。なので暴力行為でいじめとしても認知ということはしています。

鉄副会長： 学校現場は、生徒間トラブル、生徒同士の暴力行為、喧嘩などありますが、そういう事案についても事務局からもありましたように、暴力などをを受けた子どもが嫌な思いをした場合は、すべていじめとして認知しながら取組みをしていく傾向になっています。

事務局： ご質問いただいた内容にすべて回答しきれいなかったので、少し追加
(教育支援 C) します。

暴力行為の大小というか強弱というか、大人から見てこれは暴力行為だという“思いっきり顔をグーで殴る”“馬乗りになって相手を追い詰める”など、そういうものでなくても、意図的に有形力を相手にはたらかせるのが暴力行為と定義づけされている。大きなケガにつながってなくても、手を出した子が意図的に有形力をはたらかしている場合は暴力行為として捉え、いじめとして認知し、学校では進めている。

小寺会長： かなりきつい暴力行為は警察ではどういう関係になりますか。

船木委員：

警察は学校といじめの捉え方が違います。学校の言ういじめが全部警察でいう暴行や傷害罪ではありません。警察の取扱いは犯罪行為であり、肩がちょっとぶつかったもいじめに入っていると思いますが、単発のものはいじめと捉えていません。

ただ、去年は四條畷警察署が取り扱った少年の犯罪がすごく多くありました。

コロナの頃、令和元年ぐらいはすごく少なかったのですが、そこから段々上がって去年は大阪府で2番目に検挙している警察署になってしまいました。危機的な状況だと思っています。中には、「一部の生徒だけが悪くて、ほかの子は落ち着いているから大丈夫」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、全然そんなことはなく、今までそんなことをしなかった子が、普通の子らが暴れだしています。

特に去年は、傷害事件で検挙した少年の数が12人、その前年は7人、傷害事件がすごく増えています。ちなみに、今年に入ってから10件傷害事件が起きています。程度の大小はありますが、傷害事件として警察が取り扱っているだけでこれだけあるということは、もっとあるということです。言っていないもの、学校で収めたものもあると思います。

少し荒れているなという感覚です。大東市も、四條畷市もそうです。

昔は大東市が荒れていて、四條畷市は穏やかなイメージでしたが、今は四條畷市の中学校でも先生に暴力をふるったり、下級生に暴力をふるって大怪我させたり、すごく多くなっています。

実際、なぜこうなったのかよく分かりません。コロナの影響でこうなったのか、YouTubeで暴力や殴り合いの映像を観て影響を受けたのか分かりませんが、少年たちが荒れているなと肌で感じています。全然大丈夫という感じではありません。学校崩壊の兆しが見えてきたなという感じがしています。

ここでしっかり抑えていかないと、確かに暴力をふるったりする子は一部かもしれませんが、それが広がってきたら学級崩壊から学校崩壊になっていく兆しだと思うので、今抑えておかないとダメだと思っています。

警察の方も暴力に対して厳しい対応をしています。学校も厳しく対応しているところもたくさんあります。先生が殴られて、打撲程度の診断書を取って「捕まえてください」と先生が校長先生と一緒に警察に来られます。中には令状を取って逮捕して検察庁に送り、鑑別所、少年院に行ったりしている子もいます。そういった厳しい対応を取っています。

なぜかという兆しが見えているからです。このまま放っておくと危険なのではないか。警察に呼ばれてすぐに帰ってきてたら「こんなものか」ということで、ほかの子も「これぐらい大丈夫なんや」と暴力をふるった

りするかもしれないので、厳しい対応を取っています。危機的な状況だと認識を持っていただいて、やっていただきたいと思っている。

それで、警察は何をするのか。当然犯罪があれば、検挙して施設や少年院に入れるのも一つですが、それよりもっと大事なのが未然防止。昔は、「検挙に勝る防犯なし」と言われました。捕まえることで防犯だと言われていましたが、今は「防犯が大事、未然防止が大事」と言われています。それは少年事件に限らず、ほかの犯罪でもそうです。犯罪がある前に未然防止をします。

少年に関しては未然防止の策として「非行防止教室」というのを行っています。その中で暴力の話や泥棒の話、いじめの話、SNSの話、色々な話をしています。警察はその施策でやっていますが、やはり学校で温度差があり、すぐに申し込みしてくる学校もあれば、いまだに何も言ってこない学校もあります。今年の会議で私から話をして、教育委員会の方からやっていない学校に通知をしてもらい、最終的には四條畷市の学校全校で行いました。他市はそれでもやらない学校がありました。例えば小学校では「うちは大丈夫なんですよ」と思っているかもしれませんが、その小学校の上、次の中学校はどうなんだと言えば結構荒れています。小学校だけでなく中学校もそうなるということを考えていただきたい。

少年係が行っている「非行防止教室」は小学校6年生と中学校1年生が対象です。2年間行うことで頭に残ってくれるかなと思っています。中学校でやるから小学校は要らないということではありません。枚方少年サポートセンターが小学校5年生は万引き防止の紙芝居形式の非行防止教室を行っていますが、中にはそれをやってるからもういいんだという学校もありますが、話の内容が全く違うので、やっていない小学校には教育委員会を通じてやるようお願いしていただきたい。今、決して大丈夫な状態ではありません、危機的な状況だと思っています。やるべきことをやり、それで起こったことは仕方ありませんが、やるべきことをやらなくて生徒が起こしてしまったときに「やってないからそうなったのでは」と言われないうようにしていただきたいと思っています。

小寺会長： 他にご意見、ご質問ございませんか。

これから夏休みに入るので、今、警察の方が言われたような状況が深刻な形でせまってきています。危機感を持って現場の方は捉えて、夏休みを無事に過ごせるような対策をやっていただきたいと思っている。ありがとうございました。

ほかにないようでしたら、次の案件に移ります。

案件3、「その他」。事務局からお願いします。

3. その他

事務局： では、事務局から4点ご報告させていただきます。
(子ども政策課) まず資料3、内閣官房こども家庭庁設立準備室からの事務連絡、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」をご覧ください。令和5年2月の通知で、内閣官房こども家庭庁設立準備室からの事務連絡の情報について共有させていただきます。

内容は、いじめ防止対策については、地方公共団体も一定の責務を果たしながら文部科学省の所管のもと、主として学校や学校設置者におけるいじめの未然防止、積極的な認知、組織的な対応等の取組みが進められてきました。

一方で、いじめの重大件数が令和3年度に全国で700件を超えている状況となっており、いじめの対応は学校のみでは対応が困難な事案もあること等を踏まえ、こども家庭庁設立準備室では、いじめを政府全体の問題として捉えなおし、令和4年11月に文部科学省とともに「いじめ防止対策にかかる関係府省連絡会議」が設置されました。

この会議のもとで、警察連携の徹底など関係機関との連携強化、重大事態の迅速な処理に向けた検討や調査に関する助言方法などについて、優先順位をつけて検討を行い、順次取り組んでいます。いじめに関する一部のケースでは、学校及び学校の設置者が法に基づいた対応を徹底しておらず被害を受けた児童生徒がいじめを苦に、自殺する等の最悪のケースを招いた事案も発生しています。

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、学校及び学校の設置者等は、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で全力を尽くすことが必要であるということが通知には示されています。

具体的には、別添1の2ページ、文部科学省初等中等教育局長からの通知に「犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底」として、警察への通報・相談の方法を具体的な事例をあげて、示されております。

また、別添1の6ページ、「被害児童生徒への支援及び加害児童生徒に対する指導・支援の充実」として、被害児童生徒の支援にかかるアセスメントの方法や加害児童生徒も含めたケア、また、児童生徒に対するいじめ問題にかかる普及啓発、未然防止の推進、各校のいじめ防止対策組織間の連携の徹底について、などが詳細に示されております。さらに、添付資料1から3がつけられており、1が警察に相談または通報すべきいじめの事

例、2がいじめ防止対策にかかる関係府省連絡会議について、3がいじめ防止対策にかかる今後、取り組む検討項目について示されております。詳細に示されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

今後は、学校や教育委員会が警察等とのさらなる連携強化や児童生徒への指導支援の充実等、改めて取り組みの徹底が図られていきます。

続きまして、資料4「地域で育つ子どもたちのため、いじめのない社会へ！」のチラシをご覧ください。夏休み期間中の子どもたちに対して、地域として、子どものいじめ防止に向けて、見守っていこうというチラシの配布を毎年行っています。今年も7月に各地区への回覧をいたします。「いじめのない社会へ！」と題し、ご覧のとおりの内容を掲載いたしております。最近では、いじめ問題が社会問題として取り上げられることが多くなってまいりました。本市では、本協議会を立ち上げ、各機関連携のもと、いじめ防止に取り組んでおり、このチラシは、夏休みを前に、3つの視点をもって地域でいじめ防止に取り組んでいきたいと思います」と地域の見守りを啓発するものです。

1つ目が、周囲の大人が子どもの見本となるように、まずは大人自身が「いじめ」に関しての規律を正すということを含めて書いております。

2つ目には、近所の子どもに挨拶などを行い、つながりを持つようにし、地域の目があることを子どもたちに伝え、いじめの抑制や回避につなげていくことを書いております。

3つ目に、大人が徹底して「いじめはだめだ！」と断言し、その姿勢を子どもたちにしっかりと見せることを書いております。夏休みなどの長期休業期間中は、地域で子どもたちを見かけることが多くなります。その時に、しっかりと「いじめはいけない！」ということ、地域が、大人が、態度で示し、いじめを社会からなくしていこうということを示しているものとなっております。

3点目のご報告です。すでにお持ちの方もいらっしゃるかと思いますが、資料4「四條畷市子ども基本条例」のパンフレットについてです。

このパンフレットは、子どもたちに周知するために、毎年小学6年生を対象に配布しております。条例本文中にも載せておりますが、国が批准している子どもの権利条約の中でも、柱となる「生きる、育つ、守られる、参加する」子どもたちの4つの権利を大きく示し、これらの権利をまもるために地域で連携して、子どもたちを支えるとしています。四條畷市の取り組みとして、主なもの8つを下に掲載しております。裏面には、困ったときには、すぐに周りの人に相談できるように、相談窓口一覧を記載しています。

最後に、資料5「令和5年度なわて子育て応援ブック」についてです。

今年度版を6月に作成しました。この冊子の2ページには、先ほどの四條

畷市子ども基本条例について、子どもの権利、大人の支援を掲載しており、20ページには、小学校への準備の中で、友達との関係について触れております。この冊子については、転入・出生の手続きをする家庭に配布しているほか、子ども未来部の窓口や子育て総合支援センター等の公共施設を始め、JRの駅やイオンモール四條畷の広報ラック等にて配架しております。

説明は以上でございます。

小寺会長： ただいま、事務局から4点の説明がありました。何かご意見等がありましたら、お願いします。

船木委員： 警察に相談・通報という話をお聞きしました。当然学校で収まらないことはそれでよいのですが、ただ認識として知っておいてほしいことがあります。

当然、ここに書いてある暴行とか傷害、こういう罪名で検挙されるということなので、非行歴、犯歴が付きます。それだけは分かっているほしいです。

そこまでする事案かどうか学校の方で判断していただかないといけないと思うので、「警察で捕まえてください」という案件は罪名がついた犯罪者として検挙されるということをお聞きしておいていただきたいです。

警察に相談したいがそこまではない場合は、枚方少年サポートセンターを使ってもらおうと良いと思います。その人たちは少年課の警察官で、ほぼ行政の担当で指導などを行っているところです。また【スクールサポーター】という警察OBの嘱託の人もおられます。各校を回って、様子を見たり、見守り隊の指導をしたりしている方です。もう4～5年されているベテランなので、例えば学校の授業の様子を見てもうだけでもいじめや素行が悪い子達に緊張感を与えるというやり方もあると思います。ダメだという事ではなく、子どもたちに犯罪者として記録が残りますということをお聞きしてほしいです。

小寺会長： ありがとうございます。事務局から何かありますか。

事務局： ありがとうございました。国からの通知を紹介させていただきました。具体的には四條畷市の場合は、学校ではサポートセンターがあると認識されていると思うのですが、わからないのでお聞きしますが、サポートセンター自体は大阪府警本部の所管になるのでしょうか？

船木委員： そうですね。大阪府警察本部少年課の人と嘱託の人がいて、主に嘱託の人は5年生の非行防止教室、万引き防止の紙芝居形式のものなどをやったりしています。少年課の警察官は学校警察連絡協議会に出席したり、継続補導少年といひまして警察に捕まり処分を受けたが、再非行の恐れがあるような少

年については警察の方で少年サポートセンターに通知をして、再非行防止として児童相談所がやっているような面接指導をしたりしています。

事務局： よくわかりました。ありがとうございました。

(子ども政策課)

小寺会長： 他にございませんか。
ないようですので、その他、事務局から何かございませんか。

事務局： 次回の会議の予定を連絡させていただきます。本、会議は年2回開催して
(子ども政策課) おりまして、次回の開催日は、子どもたちが冬休みに入る前ということで
12月18日(月)14時を予定しております。

小寺会長： ただいまの事務局からの連絡に関しまして、何かご質問ございますか。
特にないようですので、これで四條畷市いじめ問題対策連絡協議会の審議
は終了いたします。

事務局： 小寺会長はじめ、委員の皆様、お疲れさまでした。これをもちまして第1
(子ども政策課) 回四條畷市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日はありがとう
ございました。